

税相だより

案ずるよりはまず相談

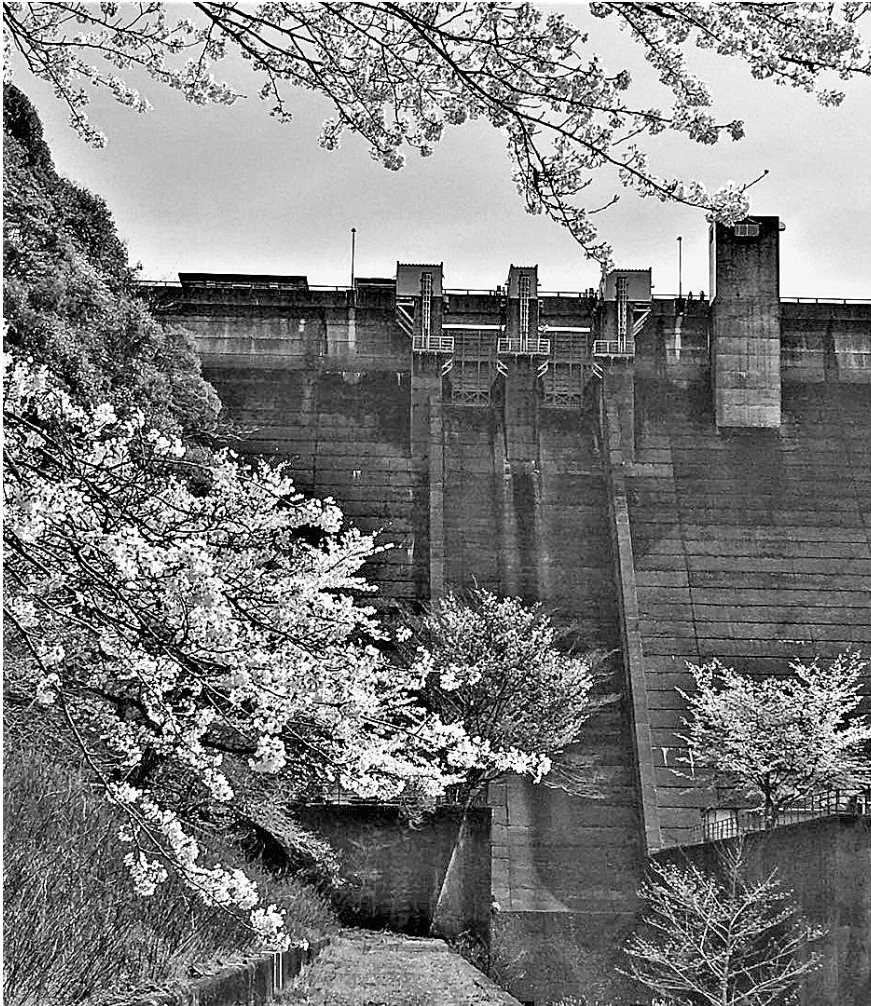
<http://zeisou.net/>

第 218 号

令和 2 年 5 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



ます湊ダム

北九州市小倉南区の道原から頂吉にかけて広がる「鱒湊ダム」は、昭和48年に洪水調節・かんがい・上下水道用水として造られた多目的ダム。周囲は豊かな緑に囲まれ春は桜、秋には紅葉が美しく、ダムを巡りながらの散歩、ダム下には公園もありこの桜は見事である。

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号ベイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

令和2年分の所得税確定申告から

65万円の青色申告特別控除

基礎控除額が変わります

①青色申告特別控除が変わります。

(現行**65万円**⇒改正後**55万円**)

※ 現行10万円控除の方は引き続き10万円の控除となります。

②基礎控除額が変わります。

(現行**38万円**⇒改正後**48万円**)

③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

e-TAXによる申告(電子申告)又は**電子帳簿保存**を行うと、

引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)

が受けられます。

改正前(令和元年分申告まで)				改正後(令和2年分申告以降)			
控除額			要件	控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法	青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の原則で 記帳(複式簿記) (2)貸借対照表と損益計 算書を添付 (3)期限内申告	65 万円	48 万円	113 万円	【改正前の「65万円控除」 の要件】 + e-TAXによる 電子申告 又は 電子帳簿保存
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳	55 万円	48 万円	103 万円	【改正前の「65万円控除」 の要件】
				10 万円	48 万円	58 万円	【改正前の「10万円控除」 の要件】

税務相談所の会員の方は電子申告なので65万円控除が受けられます

★ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

- これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦(夫)控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦(夫)控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。そこで、今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、
- ① 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額が48万円以下)を有する単身者について同一の「ひとり親控除」(控除額35万円)を適用することとします。
 - ② 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限(所得500万円(年収678万円)以下)を設けることとしました。
- ※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫(未届)」の記載がある者は対象外とします。

【改正前後の所得税における所得控除の額(万円)】

		現行				改正後						
		寡婦(寡夫)控除										
本人が女性	配偶者関係	死別		離別		配偶者関係	死別		離別		未婚のひとり親 ~500万	
	合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万		
	扶養親族	有	子	35	27	35	27	35	-	35	-	35
			子以外	27	27	27	27	-	27	-	-	-
無	27	-	-	-	27	-	-	-	-	-		
本人が男性	配偶者関係	死別		離別		配偶者関係	死別		離別		未婚のひとり親 ~500万	
	合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万		
	扶養親族	有	子	27	-	27	-	35	-	35	-	35
			子以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

★ その他税制改正

- NISA(少額投資非課税)制度の見直し・延長
- エンジェル税制の見直し
- 低未利用地の活用促進
- 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置
- 国立大学法人等に対する個人寄付の促進
- 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

詳しくは税相担当者までお尋ねください。

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

要件

- ① 国税を一時的に納付することにより、事業の継続又は生活維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有するとみとめられること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。（担保が不要な場合があります）

最寄りの税務署へ
お気軽にお電話で
ご相談ください
（納期期限前から
相談できます）

（注1） 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

（注2） 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（同法第151条）が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査を早期に行います。

猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

